

平成29年7月20日

全国中小企業団体中央会 御中

日本年金機構
年金記録企画部長
向山 輝人
国民年金部長
土子 弘
事業推進統括部長
菅野 恵文

国民年金第3号被保険者の住民票上の住所等情報の確認のお願い

日頃より、公的年金事業の運営に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

日本年金機構（以下「機構」という。）では、マイナンバーによる各種届出開始に向け、年金記録として管理している基礎年金番号とそれが付番されている方のマイナンバーを紐付けする取組みを進めています。具体的には、厚生年金保険被保険者の資格取得の届出を受け付けた際に、届書に記載された4情報（氏名、性別、生年月日、住所）を住民票の情報と照らし合わせてその方のマイナンバーを確認しています。

今般、国民年金第3号被保険者から国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認届（以下「3号該当届」という。）を受け付ける際にも厚生年金保険被保険者の場合と同様の方法によりマイナンバーとの紐付けを確実に行うこととします。

基礎年金番号とマイナンバーが紐付いている被保険者については、今後、住所変更等の届出を不要とする制度改正が予定されています。

この制度改正を実施する上でマイナンバーと紐付いていない基礎年金番号を減らす取組みを進めることとしておりますので、貴団体におかれましては、本事業の趣旨について御理解いただき、事業主の方々への周知等の御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 3号該当届の記載事項

3号該当届を受け付けた際には機構にてマイナンバーを特定し、基礎年金番号との紐付けを行います。

このため、事業主の方々から機構に対して3号該当届をご提出いただく際には、3号該当届に記載の4情報（氏名、性別、生年月日、住所（※））が住民票に記載された内容と一致していることを確認した上で届書を受け付けることとします。

（3号該当届に記載された4情報によりマイナンバーを特定出来ない場合、住民票上の4情報を確認するため、3号該当届を返戻します。）

したがって、事業主の方々から国民年金第3号被保険者（健康保険の被扶養配偶者）に対してこの旨を周知いただくことへの協力依頼について、貴団体所属の事業主の方々へ周知等の御協力を賜りますようお願いいたします。

※住所欄に記載する住所が住民票の住所と異なる場合（通知書等郵送先住所を登録される場合等）は、備考欄に住民票の住所を記載してください。

2. 実施時期

平成29年8月1日受付分から

3. その他

ご不明な点等がございましたら、下記問合せ先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

以上

【本件に関する照会先】

日本年金機構 Tel：03-5344-1100

年金記録企画部 蜂谷、青木（内線 3232）

国民年金部 桑原、山村（内線 3682）

事業推進統括部 小関、阿部（内線 3313）